

◆地下水条例に基づく届出の種類

	届出の種類	根拠規定	届出書	届出の期限	提出先
規制地域	揚水設備を設置しようとするとき	第7条 第1項	(様式第1号) 揚水設備設置(使用)届出書	揚水設備の設置工事 開始の30日前までに	揚水設備の設置場所 を管轄する市町村  <市町村担当課> 富山市 環境保全課 高岡市 環境政策課 射水市 環境課 砺波市 市民生活課 上市町 町民課 立山町 住民課 舟橋村 生活環境課
	揚水設備に係る次の事項を変更しようとするとき ①揚水設備の揚水機の吐出口の断面積(大きくする場合に限る) ②揚水設備により採取する地下水の量(増加する場合に限る) ③揚水設備により採取する地下水の用途(①又は②が増える場合に限る)	第9条 第1項	(様式第2号) 揚水設備の揚水機の吐出口の 断面積等変更届出書	揚水設備の変更工事 開始の30日前までに	
	揚水設備のストレーナーの位置、井戸の構造、揚水機の種類及び構造、揚水設備の使用方法を変更したとき	第12条	(様式第3号) 氏名等変更届出書	変更後遅滞なく	
	揚水設備の届出者の氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名に変更があったとき			変更後遅滞なく	
	揚水設備の使用を廃止したとき			(様式第4号) 揚水設備使用廃止届出書	
	揚水設備の設置届出者の地位を承継(譲受、相続等による)したとき	第13条 第3項	(様式第5号) 承継届出書	承継後遅滞なく	
観察地域	揚水設備を設置しようとするとき	第18条 第1項	(様式第1号) 揚水設備設置(使用)届出書	揚水設備の設置工事 開始の前までに	
	揚水設備に係る次の事項を変更したとき ①揚水設備の揚水機の吐出口の断面積(大きくした場合に限る) ②揚水設備により採取する地下水の量(増加した場合に限る) ③揚水設備により採取する地下水の用途(①又は②が増えた場合に限る) ④揚水設備のストレーナーの位置、井戸の構造、揚水機の種類及び構造、揚水設備の使用方法を 変更したとき(①又は②が増えた場合に限る)	第20条 第1項	(様式第2号) 揚水設備の揚水機の吐出口の 断面積等変更届出書	変更後遅滞なく	
	氏名等変更届出書(第20条第1項)、揚水設備使用廃止届出書(第20条第1項)、承継届出書(第22条)の様式及び届出の期限は、規制地域と同じです。				